㈤　受け入れているインドネシア人介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているインドネシア人介護福祉士が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているインドネシア人介護福祉士が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該インドネシア人介護福祉士の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。	㈤　受け入れているインドネシア人介護福祉士との雇用契約を終了する場合には終了予定日及び終了の理由について、受け入れているインドネシア人介護福祉士が失踪した場合には発覚日時及び失踪状況について、受け入れているインドネシア人介護福祉士が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動（第四又は第五に定める手続を経て指定された受入れ機関との雇用契約に基づく雇用受入れ施設における活動及び法第十九条第二項の規定による許可を受けて行う活動を除く。）を行ったことを知った場合には発覚日時及び当該活動の状況について、それぞれ当該インドネシア人介護福祉士の身分事項と共に、受入れ調整機関を通じて速やかに地方入国管理局に報告することとしていること。
備考　表中の「　」の記載は注記である。	

○法務省告示第百六十七号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第五百六号）の一部を次のように改正する。

平成三十年五月三十一日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　定義 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～六　略］ 七　受入れ機関　協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、その設立している病院、介護施設その他の施設（以下「雇用受入れ施設」という。）において雇用する契約をフィリピン人看護師候補者、フィリピン人就労介護福祉士候補者、フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。以下同じ。）に入学する許可をフィリピン人就学介護福祉士候補者に対し与えた公私の機関をいう。 第三　フィリピン人看護師等及びこれらの受入れ機関に関する事項 一　フィリピン人看護師候補者及びその受入れ機関 フィリピン人看護師候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 1　フィリピン人看護師候補者 ㈠　［略］ ㈡　本邦においてフィリピン厚生労働省告示第二の一の2に定める日本語の語学研修及び看護導入研修（フィリピン厚生労働省告示第二の一の2の(1)ただし書に規定する者にあっては、日本語の語学研修を除く。）を受けること。 ㈢　［略］ 2　受入れ機関 ㈠　過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、ベトナム人看護師等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の	第二　定義 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～六　略］ 七　受入れ機関　協定附属書八第一部第六節の規定に基づき、その設立している病院、介護施設その他の施設（以下「雇用受入れ施設」という。）において雇用する契約をフィリピン人看護師候補者、フィリピン人就労介護福祉士候補者、フィリピン人看護師又はフィリピン人介護福祉士との間で締結し、又はその設立している介護福祉士養成施設（社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校並びに都道府県知事の指定した養成施設をいう。）に入学する許可をフィリピン人就学介護福祉士候補者に対し与えた公私の機関をいう。 第三　フィリピン人看護師等及びこれらの受入れ機関に関する事項 一　フィリピン人看護師候補者及びその受入れ機関 フィリピン人看護師候補者及びその受入れ機関は、それぞれ次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。 1　フィリピン人看護師候補者 ㈠　［同上］ ㈡　本邦においてフィリピン厚生労働省告示第二の一の2に定める日本語の語学研修及び看護導入研修を受けること。 ㈢　［同上］ 2　受入れ機関 ㈠　過去三年間にフィリピン人看護師等、インドネシア人看護師等（経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十年法務省告示第二百七十八号）第二の五に規定するインドネシア人看護師等をいう。以下同じ。）、ベトナム人看護師等（平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針（平成二十四年法務省告示第四百十一号）第二の